平成 31 年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(平成 31 年 4 月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 現場代理人の常駐義務緩和措置

□現場代理人の兼任を認める対象工事

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金額の変更、契約の解除等を除く)を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐(当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること)が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと局が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。平成31年4月1日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約(単価契約を除く)から、現場代理人の兼任を認める対象工事を拡大します。

【現場代理人の兼任を認める対象工事の拡大】(現場代理人取扱要領第5条第3項)

- (1) 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合(工場製作のみが行われている期間に限る。)
- (2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)